

新旧対照表

(クレジット端末・マチカ専用端末等の取扱いに関する遵守事項の改正)

2025年11月1日

改定後	改定前
本書は、株式会社まちペイ（以下「当社」という。）より加盟店に貸借するクレジット端末・マチカ専用端末等の取扱いに際し、遵守すべき事項について定める。	本書は、株式会社まちづくり松山（以下「当社」という。）より加盟店に貸借するクレジット端末・マチカ専用端末等の取扱いに際し、遵守すべき事項について定める。
第1条（定義） 【削除】	第1条（定義） <u>（3）「まちペイ」とは、電子マネーサービスを提供する事業者をいう。</u>
第3条（設置） クレジット端末・マチカ専用端末等は、 当社 より設置する。 2 設置の際の事故に関しての帰属は、加盟店・ 当社 の協議により、加盟店又は 当社 に帰属する。	第3条（設置） クレジット端末・マチカ専用端末等は、まちペイより設置する。 2 設置の際の事故に関しての帰属は、加盟店・まちペイの協議により、加盟店又はまちペイに帰属する。 <u>ただし、当社に帰責事由がある場合はこの限りでない。</u>
第4条（端末の取扱い） 当社の指定する用途以外でクレジット端末・マチカ専用端末等を用いてはならない。	第4条（端末の取扱い） 当社 <u>又はサービスを提供するまちペイ</u> の指定する用途以外でクレジット端末・マチカ専用端末等を用いてはならない。
第8条（破損・紛失時） クレジット端末・マチカ専用端末等の端末の破損・紛失が発生した場合は、速やかに 当社 に連絡するものとする。	第8条（破損・紛失時） クレジット端末・マチカ専用端末等の端末の破損・紛失が発生した場合は、速やかにまちペイに連絡するものとする。
第11条（契約解除） 7 加盟店は、3ヶ月の予告期間をもって 当社 へ所定の方法で申し出ることにより、当該端末の返還を申し出ることができる。	第11条（契約解除） 7 加盟店は、3ヶ月の予告期間をもってまちペイへ所定の方法で申し出ることにより、当該端末の返還を申し出ることができる。
第12条（返還時期） 前条により、クレジット端末・マチカ専用端末等を返還する場合は、 当社 より1ヶ月以内に加盟店に対し、連絡を行う。	第12条（返還時期） 前条により、クレジット端末・マチカ専用端末等を返還する場合は、まちペイより1ヶ月以内に加盟店に対し、連絡を行う。